

公民科ご担当先生

第一学習社編集部

令和 6 年度用 高等学校教科書
「高等学校 政治・経済」（政経 706）
資料更新・記述変更のお知らせ

平素より弊社発行教科書には格別のご愛顧を賜り、深く感謝いたしております。
現在ご使用いただいている弊社発行の「高等学校 政治・経済」（政経 706）教科書につきまして、以下の資料更新、および客観的な事情の変更等に伴う記述の変更がございます。
これらは、文部科学省に申請し、承認を得ました。令和 7 年度版で更新・変更いたしますので、ご案内申し上げます。必要に応じて、生徒さんへの周知もお願い申し上げます。

■資料更新および客観的な事情の変更等に伴う記述の変更

ページ	箇所	原文	更新後
8	図 2 説明文	<u>自然権を一個人か合議体に譲渡すれば、市民の平和と幸福が得られると説いた。</u>	各人が自然権を一個人や合議体に譲渡すれば、市民の平和と幸福が得られると説いた。
9	図 6		(注)民事手続法は民事法と関係が深いことから、 <u>法曹養成や法務の実際においては私法として扱われることが多い。</u> 民事手続法を私法から公法に分類を変更
10	欄外	<u>18 歳までに学ぶ契約の知恵 金融広報中央委員会は、成年年齢の引き下げに対応した契約に関する情報を「18 歳までに学ぶ契約の知恵」として、ウェブサイトで公表している。また、成年年齢引き下げに関する動画も紹介している。</u>	<u>18 歳から“大人”に！成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。政府広報オンラインでは、成年になると変わることや、契約の際に注意すべき点などを確認できる。</u>
18	側注①	死刑判決後に再審によって無罪となった事例に、 <u>免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件があり、1980 年代に相次いで無罪が確定した。</u>	死刑判決後に再審によって無罪となった事例のうち、 <u>免田事件・財田川事件・松山事件・島田事件は 1980 年代に無罪が確定した。また、袴田事件は 2024 年に無罪が確定した。</u>
21	側注④		※側注④を p. 20 に移動。

ページ	箇所	原文	更新後
21	資料	差別と病気 長い間、ハンセン病患者を隔離する政策の根拠 <u>になってきた</u> 「らい予防法」は1996年に廃止され、国会や行政の責任も裁判で認められた。 <u>2001年には衆参両議院が謝罪を決議し、2016年には、患者を隔離する特別法廷を運営していたことに対して、最高裁判所が謝罪を表明した。</u>	差別と病気 長い間、ハンセン病患者を隔離する政策の根拠とされた「らい予防法」は1996年に廃止され、国会や行政の責任も裁判で認められた。 <u>また、旧優生保護法(1996年に母体保護法に改正)の下で、ハンセン病患者のほか、特定の障害のある人に対する強制不妊手術がおこなわれてきた。この問題については、被害者による国家賠償請求訴訟が起こされた。最高裁判所は2024年、強制不妊手術は違憲として、国の賠償責任を認めた。</u>
23	20行目	無罪の <u>裁判</u> を受けたときに、	無罪の <u>判決</u> を受けたときに、
29	図5	特許権 新規性・進歩性のある発明が特許となる。権利の存続期間は、出願の日から <u>20年。</u>	特許権 新規性・進歩性のある発明が特許となる。権利の存続期間は、出願の日から <u>20年(一部25年)。</u>
		意匠権 物の外観としてのデザインを意匠という。権利の存続期間は <u>登録</u> の日から <u>20年。</u>	意匠権 物の外観としてのデザインを意匠という。権利の存続期間は <u>出願</u> の日から <u>25年。</u>
29	資料	これに対して、不正アクセス禁止法(1999年制定)やサイバーセキュリティ基本法(2014年制定)によって、官民を通じたサイバーセキュリティの対策が <u>おこなわれている。</u> <u>また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)では、フェイクニュースや他人への^{ひぼう}誹謗中傷が広がることがある。このような被害への対策としては、プロバイダ責任制限法(2001年制定)によって、インターネット上で名誉毀損^{きそん}などをおこなった者の氏名などを、プロバイダが被害者に開示する手続きを定めている。</u>	これに対して、不正アクセス禁止法(1999年制定)やサイバーセキュリティ基本法(2014年制定)によって、官民を通じたサイバーセキュリティの対策が <u>おこなわれている。また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)では、^{ひぼう}誹謗中傷などの権利侵害が広がることがある。こうした被害への対策として、情報流通プラットフォーム対処法(2024年の改正前はプロバイダ責任制限法)では、インターネット上で権利侵害をおこなった者の氏名などを、プロバイダや大手プラットフォーム事業者が被害者に開示するための手続きを定めている。</u>
36	図14 説明文	<u>2021年の大統領選挙では、保守強硬派のライシ師が当選を果たした。</u>	<u>2024年の大統領選挙では、改革派のペゼシュキアン候補が当選を果たした。</u>
37	図1		データ更新
37	18行目	で成立する。 _____	で成立する。 (第59条)
41	図3	(<u>2023</u> 年10月現在)	(<u>2024</u> 年10月現在)
46	図8		データ更新
49	図5		データ更新
49	中段 説明文	資料5の世論調査では、何らかの改憲を支持する人が約 <u>3</u> 割いる。	資料5の世論調査では、何らかの改憲を支持する人が約 <u>4</u> 割いる。

ページ	箇所	原文	更新後
53	図 6		データ更新
54	側注②	国の関与について不服のある地方公共団体は、国の関与が適正かどうか <u>国地方係争関係処理委員会</u> に審査を求めることができるようになった。	国の関与について不服のある地方公共団体は、国の関与が適正かどうか <u>国地方係争処理委員会</u> に審査を求めることができるようになった。
56	図 5		データ更新
57	図 7		データ更新
	図 7 説明文	<u>現在は自民党と公明党による連立政権となっている。</u>	<u>その後、自民党と公明党による連立政権となった。</u>
58	図 9		データ更新
59	TOPIC	衆議院小選挙区の区割り方法は、まず、各都道府県に 1 ずつ配分し、残りの 242 を都道府県の人口に <u>お</u> うじて配分している(一人別枠方式)。そして、この都道府県ごとの議席配分に基づいて、各小選挙区の区割りを <u>確定する</u> 。この一人別枠方式が一票の格差縮小の妨げ さまた になっている。 <u>2016 年、選挙制度改革に関する関連法が成立し、衆議院小選挙区の都道府県別の議席配分と、比例代表のブロック別の議席配分で、2022 年以降にアダムズ方式を導入することになった。アダムズ方式を導入すれば、人口変動に応じて自動的に各都道府県への議席数の配分が決まることになる。</u>	従来の衆議院小選挙区の区割り方法は、まず、各都道府県に 1 ずつ配分し、残りの 242 を都道府県の人口に <u>お</u> うじて配分していた(一人別枠方式)。そして、この都道府県ごとの議席配分に基づいて、各小選挙区の区割りを <u>確定していた</u> 。この一人別枠方式が一票の格差縮小の妨げ さまた になってきた。 <u>この区割り方法が改められ、衆議院小選挙区の都道府県別の議席配分と、比例代表のブロック別の議席配分で、2024 年の選挙からアダムズ方式が導入されている。アダムズ方式では、人口変動に応じて自動的に各都道府県への議席数の配分が決まることになる。</u>
59	6 行目	衆議院の小選挙区では、一票の格差の根本的な解決をめざして、アダムズ方式が導入される <u>予定である。</u>	衆議院の小選挙区では、一票の格差の根本的な解決をめざして、アダムズ方式が導入されている <u>。</u>
59	図 11		データ更新
61	図 14		データ更新
	図 14 タイトル	(<u>2022 年 12 月</u>)	(<u>2023 年 11 月</u>)
61	図 15		データ更新
	図 15 タイトル	(<u>2019 年 11 月</u>)	(<u>2023 年 7 月</u>)
72	図 2		データ更新
74	欄外	日本証券業協会 全国の証券会社などを構成員とする団体。金融にかかわる知識の普及・啓発活動を行い、 <u>資産形成の重要性、金融商品のリスクとリターンなどの解説を公表している。</u>	日本証券業協会 全国の証券会社などを構成員とする団体。金融にかかわる知識の普及・啓発活動を行い、 <u>投資に関する広報活動や金融商品に関する各種統計調査を実施・公表している。</u>
75	図 10		データ更新
	図 10 タイトル	(『日本国勢図会』 <u>2023/24 年版</u>)	(『日本国勢図会』 <u>2024/25 年版</u>)
76	図 11		データ更新

ページ	箇所	原文	更新後
76	図 12		データ更新
78	図 2		データ更新
79	図 3		データ更新
80	図 4		データ更新
81	図 1		データ更新
82	図 3		データ更新
83	図 1		データ更新
	図 1 タイトル	(『日本マーケットシェア事典』 2022 年版)	(『日本マーケットシェア事典』 2023 年版)
86	図 9		データ更新
87	図 11		データ更新
91	図 4		※「課税」の示し方を訂正。
91	図 5		※「補助金」の示し方を訂正。
93	図 2		データ更新
94	図 4		データ更新
95	図 7		データ更新
96	図 9		データ更新
97	図 11		データ更新
97	図 12		データ更新
98	図 15		データ更新
99	図 1		データ更新
99	図 3		データ更新
102	図 4		データ更新
103	図 7		データ更新
106	図 13 (左)		データ更新
106	図 13 (右)		データ更新
106	欄外	<u>知るばると暮らしに役立つ身近なお金に関する知識などを提供する金融広報中央委員会のウェブサイト。金融経済情報の提供のほかに、全国各地の小中高で公開授業を開催し、金融教育に関する実践事例などを紹介している。</u>	<u>J-FLEC J-FLEC (金融経済教育推進機構)は、暮らしに役立つ身近なお金に関する知識などを提供している。金融経済情報の提供のほかに、全国各地の学校で出張授業を開催し、金融教育に関する実践事例なども紹介している。</u>

ページ	箇所	原文	更新後
106	1～13 行目	従来、日銀の金融緩和政策は政策金利の引き下げが中心であった。しかし、1990 年代後半以降、デフレからの脱却^{だっきゃく}を図るために政策金利を 0% に近づけ、これ以上の引き下げができなくなると、その後は政策金利以外を操作目標とする金融緩和政策が実施されるようになった。 非伝統的金融政策 1999 年に、政策金利を 0% に近づけるゼロ金利政策が実施された。その後、2001 年には市中金融機関^{はか}の保有する日銀当座預金残高を操作目標として、この量を高める量的緩和政策が実施された。また、2013 年からの「量的・質的金融緩和」では、操作目標をマネタリーベース（現金通貨と日銀当座預金の合計）の増加量として、物価上昇率の目標値（インフレ目標）の達成をめざして金融政策がおこなわれている。なお、「量的・質的金融緩和」の下で 2016 年に導入された「マイナス金利政策」は、金融機関が保有する日銀当座預金の一部にマイナス金利を適用するものであり、金融機関から企業への貸し出しが増加することが期待されている。	日銀は伝統的に政策金利の引き下げによって金融緩和政策を実施してきた。しかし、1990 年代後半以降、デフレからの脱却^{だっきゃく}を図るために政策金利を 0% に近づけ、これ以上の引き下げができなくなると、その後は政策金利以外を操作目標とする金融緩和政策が実施されるようになった。 非伝統的金融政策 1999 年に政策金利を 0% に近づけるゼロ金利政策が実施された。2001 年には市中金融機関が保有する日銀当座預金残高を操作目標として、この量を高める量的緩和政策が実施された。また、2013 年からの「量的・質的金融緩和」では、操作目標をマネタリーベース（現金通貨と日銀当座預金の合計）の増加量として、物価上昇率の目標値（インフレ目標）の達成をめざして金融政策がおこなわれた。なお、2016 年からの「マイナス金利政策」は、日銀当座預金の一部にマイナス金利を適用するものであった。2024 年、インフレ目標の達成が見通せる状況になったことから、「マイナス金利政策」を解除するなど、金融政策の見直しが進められた。
112	図 3		データ更新
113	図 5		データ更新
113	図 6		データ更新
115	図 8		データ更新
115	図 11		データ更新
117	図 14		データ更新
120	図 4		データ更新
120	図 5		データ更新
	図 5 タイトル	(2022 年) (厚生労働省資料)	(2023 年) (厚生労働省資料)
121	図 9		データ更新
122	図 10		データ更新
122	側注①	技能実習生 発展途上国への技能や知識の移転を目的とした在留資格で、在留期間は最長 5 年とされている。現在、技能実習制度の廃止と新制度への移行が検討されている。	技能実習生 発展途上国への技能や知識の移転を目的とした在留資格。2024 年、外国人技能実習制度を廃止し、新たに育成就労制度を創設することが決まった。

ページ	箇所	原文	更新後
122	側注③	法定雇用率 民間企業に対する障害者の法定雇用率は <u>2.3%</u> と定められており、未達成企業からは障害者雇用納付金 ^{のうふ ちようしゅう} を徴収する。官公庁や特殊法人は <u>2.6%</u> と定められている。	法定雇用率 民間企業に対する障害者の法定雇用率は <u>2.5%</u> と定められており、未達成企業からは障害者雇用納付金 ^{のうふ ちようしゅう} を徴収する。官公庁や特殊法人は <u>2.8%</u> と定められている。
124	図 3		データ更新
124	側注③	<u>支給対象年齢は中学校卒業までで、支給には所得の制限がある</u> (→ p. 132)。	<u>2024 年以降、支給対象年齢は高校生年代までとなり、養育者に対する所得制限も撤廃されている</u> (→ p. 132)。
125	図 4		データ更新
127	図 10		データ更新
127	図 11		2024 年 10 月現在の内容に更新
128	図 2		データ更新
128	図 3		データ更新
129	図 4		データ更新
130	図 2		データ更新
130	欄外	<u>これからの社会保障を考えよう</u>	<u>少子高齢社会において社会保障はどうあるべきか？</u>
131	図 5		データ更新
131	上段 説明文	現在の合計特殊出生率は <u>1.4</u> 前後にとどまり、2008 年からは総人口が恒常的に減少傾向にある。	現在の合計特殊出生率は <u>1.2</u> 前後にとどまり、2008 年からは総人口が恒常的に減少傾向にある。
131	図 6		データ更新
131	図 7		データ更新
132	図 8		データ更新
132	下段 説明文	さらに、高校生についても、 <u>就学支援金制度がある。ただし、これらの制度はいずれも所得制限が設けられている(児童手当は所得制限の撤廃などの拡充が実施される予定)。</u>	さらに、高校生については、 <u>就学支援金制度がある。就学支援金制度は所得制限が設けられているが、児童手当については2024年から所得制限の撤廃などの拡充が実施されている。</u>
132	図 9	児童手当 <u>・ 中学校修了前の子を養育している人に支給</u> <u>(所得による制限あり)</u> <u>・ 3 歳～中学生は月額 10,000 円</u> <u>・ 3 歳未満と第 3 子以降の 3～12 歳は月額 15,000 円</u>	児童手当 <u>・ 高校生年代までの子を養育している人に支給</u> <u>・ 3 歳～高校生年代は月額 10,000 円(第 2 子まで)</u> <u>・ 3 歳未満は月額 15,000 円(第 2 子まで)</u> <u>・ 第 3 子以降は月額 30,000 円</u>
	図 9 タイトル	(<u>2023 年 10 月現在</u>)	(<u>2024 年 10 月現在</u>)
133	図 11		データ更新
135	図 16		データ更新
136	図 2		データ更新
136	図 3		データ更新
137	図 5		データ更新
137	図 6		データ更新

ページ	箇所	原文	更新後
137	下段 説明文	政府は観光業を「我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」とみなし、在日外国人観光客の誘致に積極的に取り組んできた。しかし、 <u>新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって旅行者が激減したことなどを受けて、地方のさまざまな産業への悪影響が拡大している。</u>	政府は観光業を「我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」とみなし、在日外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでいる。 <u>新型コロナウイルス感染症の収束にともない、一時的に激減した旅行者数は回復したが、観光地でのオーバーツーリズムなどの新たな問題も深刻化している。</u>
138	図 7		データ更新
139	図 9		データ更新
139	図 10		データ更新
139	図 11		データ更新
143	図 5 (左)		データ更新
143	図 5 (右)		データ更新
143	図 6		データ更新
144	図 8		データ更新
144	図 9		データ更新
145	図 11		データ更新
146	上段表 (左)	・自動車運転業務、建設業務、医師などは <u>法施行 5 年後に</u> 上限規制を適用	・自動車運転業務、建設業務、医師は <u>2024 年から業種別の</u> 上限規制を適用
146	図 13		データ更新
148	図 1		データ更新
	図 1 タイトル	おもな産業の <u>実質</u> GDP の推移(総務省資料)	おもな産業の <u>名目</u> GDP の推移(総務省資料)
148	上段 説明文	<u>また、第 3 次産業の構成も時代とともに変化しており、2000 年代には情報通信産業が急成長している。</u> また、医療・福祉関連産業の成長は、高齢化の進展とともに市場が拡大してきたことが背景にあるとみられている。	<u>第 3 次産業の構成も時代とともに変化しており、</u> また、医療・福祉関連産業の成長は、高齢化の進展とともに市場が拡大してきたことが背景にあるとみられている。
148	図 3		データ更新
149	図 6		データ更新
150	図 8		データ更新
152	図 14		データ更新
154	図 1		データ更新
155	図 5		データ更新
155	図 6		データ更新
156	図 7		データ更新
157	図 9		データ更新
159	図 14		データ更新
160	図 2		データ更新
163	図 10		データ更新

ページ	箇所	原文	更新後
	図 10 説明文	日本の農業経営規模に比べて、EU は約 5 倍、アメリカは約 <u>60</u> 倍となっている。なお、オーストラリアの平均経営面積は <u>4,295</u> ha で、日本の約 1,300 倍である。	日本の農業経営規模に比べて、EU は約 5 倍、アメリカは約 <u>55</u> 倍となっている。なお、オーストラリアの平均経営面積は <u>4,431</u> ha で、日本の約 1,300 倍である。
163	図 11		データ更新
164	図 13		データ更新
164	図 15		データ更新
165	図 16		データ更新
173	側注②	また、2000 年代に経済が急成長したブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカは、 <u>その頭文字をとって</u> <u>BRICS</u> とよばれる。	また、 <u>BRICS</u> は 2000 年代に経済が急成長したブラジル・ロシア・インド・中国・南アフリカを中心とした国をさす。
174	25 行目	テロ組織による戦闘が激化し、内戦は終結していない(<u>2023</u> 年 10 月現在)。	テロ組織による戦闘が激化し、内戦は終結していない(<u>2024</u> 年 10 月現在)。
175	側注④	上海協力機構 加盟国は中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インド、パキスタン、 <u>イラン</u> (<u>2023</u> 年 10 月現在)。	上海協力機構 加盟国は中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、インド、パキスタン、 <u>イラン</u> 、 <u>ベラルーシ</u> (<u>2024</u> 年 10 月現在)。
183	図 2	安保理：9 理事国以上。実質事項は、常任理事国が 1 か国でも反対すれば採決されない。ただし、棄権は拒否権の行使とみなされない。	安保理：9 理事国以上の賛成が必要。実質事項は、常任理事国が 1 か国でも反対すれば採決されない。ただし、棄権は拒否権の行使とみなされない。
194	24 行目	が自主的に肩代わりする「思いやり予算」が定着した。 _____	が自主的に肩代わりする「思いやり予算」が定着した。 (政府は「同盟強化予算」と呼称)
195	図 5		データ更新
195	図 6	(<u>2023</u> 年 3 月現在)	(<u>2024</u> 年 3 月現在)
199	図 6		データ更新
202	図 4		データ更新
203	図 6		データ更新
204	図 1		データ更新
204	図 2		データ更新
205	図 4		データ更新
206	図 5		データ更新
206	図 6		データ更新
209	図 2		データ更新
209	図 3		データ更新
210	図 6		データ更新
210	図 7		データ更新
211	図 1	インド・中国・ブラジル・南アフリカ・アルゼンチン・インドネシア・韓国・オーストラリア・トルコ・メキシコ・サウジアラビア・ <u>EU (欧州連合)</u>	インド・中国・ブラジル・南アフリカ・アルゼンチン・インドネシア・韓国・オーストラリア・トルコ・メキシコ・サウジアラビア・ <u>EU (欧州連合)</u> ・ <u>AU (アフリカ連合)</u>

ページ	箇所	原文	更新後
	図 1 説明文	E Uの代表者は、G 7サミットにも出席している。なお、B R I C S首脳会議には2024 年からサウジアラビアなどが加盟する予定。	E Uの代表者は、G 7サミットにも出席している。なお、B R I C S首脳会議には2024 年からイランやエジプトなどが新たに加盟している。
211	図 2		写真差し替え
	図 2 タイトル	G 7によるサミット(2023 年)	G 7によるサミット(2024 年)
215	図 9	※ベネズエラは資格停止中。 ボリビアは各国議会の批准待ち。	※ベネズエラは資格停止中。
	図 9 タイトル	地域的経済統合(2023 年 10 月現在)	地域的経済統合(2024 年 10 月現在)
215	側注⑥	E U加盟国のうち 22 か国のほか、スイスやノルウェーなどのE U非加盟国も参加している。	E U加盟国のうち 25 か国のほか、スイスやノルウェーなどのE U非加盟国も参加している。
216	図 10 (左)		データ更新
216	図 10 (右)	(2023 年 9 月現在)	(2024 年 10 月現在)
217	FILE	ギリシャでは、2010 年代に世界金融危機の影響を受けて財政危機が発生し、これをきっかけにアイスランドやポルトガルなども財政危機に陥った(ユーロ危機)。	ギリシャでは、2010 年代に世界金融危機の影響を受けて財政危機が発生し、これをきっかけにアイルランドやポルトガルなども財政危機に陥った(ユーロ危機)。
218	図 1		データ更新
218	図 2		データ更新
221	図 1		データ更新
	図 1 タイトル	(『世界国勢図会』2023/24 年版ほか)	(『世界国勢図会』2024/25 年版ほか)
221	図 2		データ更新
	図 2 タイトル	(『世界国勢図会』2023/24 年版ほか)	(『世界国勢図会』2024/25 年版ほか)
221	図 3		データ更新
221	側注		①2023 年の名目G D Pについて、日本はドイツに抜かされ世界第 4 位に転落した。
222	図 4 (左)		データ更新
222	図 4 説明文	日本のO D Aは国際的な目標であるG N I の 0.7%以上に及んでいない(2022 年是对G N I 比 0.39%) (→ p. 243)。	日本のO D Aは国際的な目標であるG N I の 0.7%以上に及んでいない(2023 年是对G N I 比 0.44%) (→ p. 243)。
222	図 4 (右)		データ更新
223	図 6		データ更新
225	図 8		データ更新
	図 8 タイトル	(『世界国勢図会』2023/24 年版ほか)	(『世界国勢図会』2024/25 年版ほか)
226	図 1		データ更新

ページ	箇所	原文	更新後
226	図 2		データ更新
230	図 9		データ更新
231	図 11		データ更新
	図 11 説明文	難民申請者のうち、難民と認められた者のほか、難民とは認められなかったものの、人道上の配慮を理由に在留が認められた者を含めると、 <u>2022 年には 1,997 人</u> が在留を認められた。	難民申請者のうち、難民と認められた者のほか、難民とは認められなかったものの、人道上の配慮を理由に在留が認められた者を含めると、 <u>2023 年には 1,310 人</u> が在留を認められた。
235	図 4		データ更新
235	図 5		データ更新
	図 5 タイトル	世界の平均気温の推移(<u>環境省</u> 資料)	世界の平均気温の推移(<u>気象庁</u> 資料)
235	図 6		データ更新
239	図 17		データ更新
240	図 2		データ更新
243	図 12		データ更新
244	図 15		データ更新
258	図 2		データ更新
259	図 4		データ更新
後見返し		黒字国名は国連加盟国(193 か国) 赤字国名は国連非加盟国 (<u>2023 年 10 月末現在</u>)	黒字国名は国連加盟国(193 か国) 赤字国名は国連非加盟国 (<u>2024 年 10 月末現在</u>)
後見返し		石油輸出国機構 OPEC (<u>13</u> か国)	石油輸出国機構 OPEC (<u>12</u> か国) アンゴラを削除
後見返し		北大西洋条約機構 NATO (<u>31</u> か国)	北大西洋条約機構 NATO (<u>32</u> か国) スウェーデンを追加